

入札説明書

宮崎県が行うフルカラー複合機及びモノクロ複合機の複写サービス契約に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記15に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年8月9日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 物品及び数量

フルカラー複合機（1台）及びモノクロ複合機（1台）の複写サービス

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和5年9月30日

(4) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（60ヶ月）

(5) 納入場所

宮崎県児湯農業改良普及センター（西都市大字調殿812）

3 入札書の記載方法

ア 入札金額は、契約期間を60ヶ月とした場合の60ヶ月分を記載すること。なお、契約は、入札書に添付する入札金額積算内訳書に記載された単価とする。

イ 1ヶ月の複写枚数は、モノクロプリント・コピー25,000枚、フルカラープリント4,000枚、フルカラーコピー2,000枚とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア. 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ. 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ. 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア. 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が「サービス（役務の提供）に関する業種」で、営業種目が「貸貸業務」で、種目が「事務機器」であること。
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく更正手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
 - ウ. 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ. 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - オ. 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - カ. 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - キ. 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年1月26日宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ク. 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - ケ. 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (2) 上記(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。
- ア. 申請用紙等を配布する場所及び受付場所
郵便番号 880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
電話番号 0985-26-7208
 - イ. 申請書処理の受付期間
随時受け付けているが、入札参加資格審査に間に合わない場合がある。
- (3) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 上記(3)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について
- ア. 提出場所
郵便番号 884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
宮崎県児湯農林振興局 総務課 総務担当
電話番号 0983-22-1362
 - イ. 提出期限
令和5年8月28日（月曜日）午後5時まで
（開庁日の午前9時から午後5時まで）
 - ウ. 提出方法
持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）
 - エ. 事前審査の実施
入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。
審査期間 令和5年8月29日から令和5年9月4日まで

オ. 事前審査結果の通知

事前審査の結果は、令和5年9月4日までに書面により通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 郵便番号884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
宮崎県児湯農林振興局 総務課 総務担当
電話番号0983-22-1362
- (2) 期間 令和5年8月9日から令和5年9月11日まで
(開庁日の午前9時から午後5時まで)

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 郵便番号884-0002 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
宮崎県児湯農林振興局 総務課 総務担当
電話番号0983-22-1362
- (2) 期間 令和5年8月9日から令和5年8月23日まで
(開庁日の午前9時から午後5時まで)

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和5年8月23日（水曜日）午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

9 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所及び日時
ア. 場所 宮崎県高鍋総合庁舎 3階 大会議室
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1
イ. 日時 令和5年9月11日（月曜日）午前11時
- (2) 入札に参加する者は、別添の入札書を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動する等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札の様式は、初度の入札で使用したものをを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。また、初度の入札と同様に積算内訳も記入すること。

- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合には、辞退したものとみなす。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア. 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ. 過去2箇年度の間に、国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

14 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県児湯農業改良普及センター 地域支援課 地域企画担当

郵便番号881-0023 宮崎県西都市大字調殿812

電話番号0983(43)2311 E-mail:koyu-nokai@pref.miyazaki.lg.jp